

大正末から昭和初期にかけての成城小学校における体育教育の改造（2）

—畠東一郎による体操科教材の改造を中心に—

木 原 成一郎
(1993年9月10日受理)

The Reformation of Physical Education in the Seijo Elementary School (2)

—Focusing on the study about teaching materials of Tōichirō HATA—

Seiichirō KIHARA

This study aims to clarify influences of the viewpoint which Shōzō SHIMADA(1898-1960) emphasized about organising teaching materials of physical education in the Seijo elementary school at the beginning of Showa Era. Especially this study focuses on clarifying the acceptance of the viewpoint of Shōzō SHIMADA in case of Tōichirō HATA(1906-). The results are summarised as follows: (1) Shimada emphasized organising teaching materials of physical education without harming the characteristics of physical exercises. On the other hand HATA didn't recognize accurately differences between gymnastics and athletics. (2) SHIMADA was aware of the necessity of paying attention to the characteristics of activities about children in case of organising teaching materials of physical education. However HATA didn't study teaching-learning process in his classroom in order to clarify the characteristics of activities about children.

はじめに

本稿は、大正末から昭和初期にかけて成城小学校で展開された体育教育の改造の特質を明らかにする研究の一環をなす。筆者は先に、1925（大正14）年から1927（昭和2）年の間成城小学校に在職した島田正蔵（1895-1960）の低学年教育の研究を中心に、体操科の教材編成論という点から検討を加えた。⁽¹⁾ そこでは次の2つが体操科の教材編成の原則として自覚されていたことが明かとなった。まず第1に、解剖学や生理学の成果に基づく教材編成が、体操以外に教材として用いられる遊戯や競技、教練、舞踊、武道等の身体運動そのも

のの特質をそこなうことのないよう留意することである。第2に、自分が教えている児童への教育的な働きかけそのものを対象にした研究から児童の性質を明らかにし、その児童の性質にしたがって身体運動を選択配列しなければならないということである。本稿は、島田正蔵が体操科の教材編成の原則としたこの2点が、その後の成城小学校でどの様に継承、発展あるいは無視されたのかを明らかにすることを課題とする。

本稿では、この課題を明らかにするために、島田正蔵が欧米へ留学した後、成城小学校において体育教育の改造を中心的にすすめた畠東一郎（19

06-) の体操科教材の改造論を検討の対象とする。⁽²⁾

畠によれば、1928（昭和3）年に成城小学校の体育部の計画は、「体育方面（積極的鍛錬的）」と「衛生方面（消極的）」を含んでいた。その「体育方面（積極的鍛錬的）」には、正課としての体操科以外に、行事として「朝会体操」「運動会」「遠足」「夏期学校及び冬季の学校」、課外活動として「放課後の運動」があった。畠は、その中でも自ら体育主任として担当した「朝会体操」を、「学習の根柢人生の根源としてのエナーチーの培養及学校愛の精神を涵養」する機会と考えていた。⁽³⁾ 本稿では、このような行事や課外活動さらに「衛生方面」に関する畠の見解は検討の対象から外した。

また、畠は「体育に対する正しき理解と、深き思想をもたしめるという事は趣味性の涵養と相待つて永久に体育的生活を営為する重大なる条件である」と述べて、体育史と生理学、解剖学に関する知識の理解が必要であるとする。⁽⁴⁾ ただしこの体育史と生理学、解剖学に関する知識の理解に関しては、授業で用いる教材が示されず、実際に成城小学校で授業を行った事実を示す資料も発見することができなかつたため、本稿では検討することができなかつた。

畠の成城小学校での体育教育に関する研究成果は、彼が成城小学校に赴任した1928（昭和3）年から成城小学校を退職する1933（昭和8）年9月まで、おもに『教育問題研究・全人』誌に掲載された。そこで、本稿では『教育問題研究・全人』誌に掲載された畠の緒論を中心的な資料として用いることとする。

ところで、畠は成城小学校に奉職して以降、成城高等学校教授の三橋喜久雄（1888-1969）が設立した三橋体育研究所で体操の研究を行っていた。それ故、彼の体操科の教材研究は三橋喜久雄の影響を受けていると考えられる。本稿では、彼の体操科教材の改造論を検討するにあたって、畠が何を三橋体育研究所から摂取したのかという点に留意して検討を進める。これは、単に畠の主張を正確に理解するためにとどまらず、畠と島田正蔵の体操科教材の研究成果を比較する際に、両者の研究方法の異同を視野にいれて検討することを意味している。

つまり島田正蔵は、成城小学校に赴任して約1年後、それまでの自己の研究方法を反省し、自分

が教えている児童への教育的な働きかけそのものを対象にし、その結果から成果を得るという方法で低学年教育の研究に取り組むことになる。畠が、体操科教材の研究を行う際に、そのような研究方法の必要を自覚していたとすれば、三橋体育研究所の成果の摂取の仕方におのづとそのことが反映されると考えられるからである。

それでは以下、畠が体操科の教材の名称として用いた分類にしたがい、第1章で「遊戯」（「遊戯」と「競技」、「舞踊」を含む）、第2章で「体操」、第3章で「教練」の順にそれぞれの教材の特質把握と配当表への具体化の観点から検討する。

なお、畠による体操科の教材編成論の検討にはいる前に、彼が「学校体操教授要目」の文書の性格をどのように考えていたのかを指摘しておく。1926（大正15）年に改正された「学校体操教授要目」は、各学校長が体操科の「教程」を作成する際の「準拠」すべき文書とされている。⁽⁵⁾ 畠はこのような「学校体操教授要目」の性格に対して次のように述べる。

「要目とは日本体育を支配すべき絶対的なものでなく、日本体育の世論を記録し、日常教育の参考に資するだけで事は足りるのである。従って要目が日本体育を左右するのではなくて、日本体育の世論が要目を決定すべきだと見るべきである。⁽⁶⁾」

畠は、文部省によって改正された「学校体操教授要目」の性格を、あくまで参考にする文書とすべきと考えていたのである。

第1章 畠東一郎による体操科の「遊戯」教材の改造

第1節 「遊戯」及び「競技」の特質把握

畠は、「遊戯」を、次の「遊戯」と「競技」と「舞踊」の3つを含んだ名称として使用している。「遊戯には凡そ本能の発現を主体としたプレー（遊戯のこと——引用者注）に関するもの、勢力及び技術の高度発現を主体とした競技に関するもの芸術的表現を主体とした舞踊に関するもの、の三つがあると思う。」⁽⁷⁾

ひとつめの「遊戯」の「教育的価値」は、畠によれば、「悪本能を教育的に純化」することにあ

る。この遊戯の「主体」とされる人間の本能には、「模倣本能、収集本能、構成本能」等の保存し発展させなければならないものと、「対抗、変言、逃避、略奪」等の「できるだけ消滅発展」させねばならない悪本能がある。児童が遊戯に没頭する過程で、これらの悪本能は「自然に消滅して次なるより進化した本能に向かって成長発展する」とされる。この過程が、「悪本能を教育的に純化」することになるというのである。⁽⁸⁾

ふたつめの「競技」の「主体」である「勢力及び技術の高度発現」は次のように説明される。それは「対抗本能」と「協同本能」からなる。ただし、この二つは「本能」といっても「現代に於ける人類生活の目的理想とほとんど合致した」高次なものとされる。後者の「協同本能」は、「社会の存在を確認する」ようになった人類が必然的にもつ「社会的本能」であり、「一つの目的理想」である。また、前者の「対抗本能」は、低い次元の「単なる闘争ではなく、互いに他の欠を補なわんとする純化された形に進歩」したものであるとされる。この「対抗本能」と「協同本能」が、「本能と名付けるにはあまりに美しいもの」であるという意味で、「競技」は、「勢力及び技術の高度発現」を主体とすると理解できるのである。⁽⁹⁾

これらの考察から、「遊戯」と「競技」は、その主体とするものの間に低次と高次のレベルの差があるのであり、「これら皆遊戯発達の1プロセスであって決して別種のものではない」とされる。そして、「この自然なる遊戯発達の過程を尊重」して、「遊戯」と「競技」の学習の順序を決定することの必要性が強調されるのである。畠によれば、次のような「競技就中団体遊戯万能」の動向は、「自然なる遊戯発達の過程」を無視した不適切なものである。つまり、「競技に於て有名をはせている学校」を筆頭として、「児童は入学すると直ちに蹴球（サッカーのこと——引用者注）の選手たらんことを教えられる。あるいはリレーの選手としての訓練を受けさせられる」動向を、畠は批判しているのである。⁽¹⁰⁾

こうした主張を畠は、自己の思弁の中からのみ発しているのではない。彼の主張は、成城児童を対象とした遊戯意識についての調査の結果に基づいている。

この論稿の書かれた3年前、1928（昭和3）年6

月、畠は、遊戯に関する第一回目の調査を成城小学校の3年生以上の児童に対して行っている。それは、「児童は如何なる遊戯を好むか及び其れ等の遊戯を如何なる態度でながめているか」という調査であった。調査の結果は、各種の遊戯、と「団体競技」、「個人競技」、その他、という各項目について、何%の児童が好んでいたかを集計したものであった。畠はこの調査から次のような7つの示唆が得られたと記している。⁽¹¹⁾

1. 性別により遊戯の伸展の相違がある。
2. 「鬼ごっこ」「かくれんぼ」「ふさけっこ」が、性、学年の別を問わず相当多い。
3. 5年頃に猛烈な遊びが多く見いだされる。
4. 3、4年の男子の「団体遊戯」を好む理由に「点を取るのが好き」「ホームランをかっとばすのが好き」等が相当多かった。
5. 季節によって遊戯の種類が変わる。
6. 刺激によって遊戯に対する各児童の態度興味が変化する。
7. 「少数の本能の発現による簡単な遊戯」から「多数の本能の発現をともなった複雑な遊戯」へ進歩していく。

この第1回目の調査の3年後、彼が児童に対して「団体競技」の好き嫌いを質問したところ、彼らの答えは、「球がよくはいるから好き」「球をかっとばすと面白い」「勝つから面白い」という、技術や勝敗の結果に関するものであった。この結果は、3年前の調査の第4項目と同様であり、この結果を畠は次のように解釈した。

畠は、「団体遊戯」で教える内容を「チームワーク」ととらえているため、この調査の結果を、「団体競技の重点にふれたものはほとんどなかつた」と結論づける。そして、その理由を「彼らの心理がまだそこまで発達していない」ためであると考える。⁽¹²⁾ こうした考察の結果から、畠は改正された「学校体操教授要目」の「遊戯及び競技」の内容と各学年への配当表を批判する。

そこには「純然たる本能的遊戯はほとんどなく、競争遊戯の名の示す如く、遊戯と競技の中間のようなものが其の大部分を占めているのである。しかもそれらもほんのわずかの材料しか挙げられていない」。⁽¹³⁾

そして、畠は「私は3年の終わりまでは徹底的に之等本能的な遊戯の指導を行わなければならぬと思う」と結論づけるのである。⁽¹⁴⁾

第一學期

學年目	1	2	3	4	5	6
下肢	足行駆 踏進歩	舉踵平屈膝 (臂支持)	舉踵平屈膝 舉踵屈膝 (臂支持)	脚前舉 ○脚及體ノ屈伸	屈膝脚側(前)出 脚側出舉踵半屈膝	
上肢	片臂廻施 臂交互上後振	臂上伸 ○肩ノ上下	臂前伸 ○肩ノ廻旋 臂前側振動	臂前屈 ○臂前上前側廻旋	○臂側開 ○臂交互前上前側廻旋	○臂交互前側上伸
頸			頸前(後)屈 手腰、手胸手 後組、安座	○臂側開頸側轉		
胸		掌外反胸後屈 臂體側開脚 (直立)	○臂側上振動胸 後屈	體支持胸後屈 開脚 直立幫助	胸後屈 (臂上舉)	臂支持胸後屈
懸垂		懸垂直立屈臂 舉踵 (助木)	○懸垂直立伸臂 屈膝	○片手片脚支持 體側向懸垂	懸垂 (助木)	懸垂屈膝舉股 (肋木)
平均	丸木渡り	舉踵半屈膝	屈膝舉股	除歩 脚側舉	片脚屈膝片脚後 舉體前倒 (手胸・臂上舉)	
體側		體側轉 手頭 {安座 開脚閉足}	體側轉 (臂側舉開脚)	片臂側上舉體側屈 (開脚) 體側倒 (屈臂開脚)	體側屈 片手頭 片脚支持	臂側開體側轉
腹				○仰臥舉脚 ○仰臥舉脚體 起前下屈	體後屈 (脚支持開脚)	體後倒 臂體側手胸脚前出 脚支持體後屈 手胸脚前出
脊		體前倒 手胸 {開脚 直立}	體前下屈 (臂上舉開脚)	體前倒 (屈臂開脚直立)	片脚屈膝片脚 後出 體前倒(屈臂)	體前倒 (臂上舉)
跳躍	片脚跳駆步 両脚跳駆步足踏	上方跳 ○臂側振開閉跳	臂前振上方跳 ○小繩跳	側向上方跳 ○大繩跳	跳下 臂前振前進跳 ○大繩二本跳	○前後開脚跳
轉廻				前方轉廻 (臂立)	臂立側轉	○後方轉廻
綜合	○駆歩足踏肩上 下及指屈伸	○駆歩足踏臂前 上側下	○駆步臂前上側 下	○脚側出舉踵前 下伸 ○舉踵平屈膝臂側 舉	○脚側出舉踵臂前 屈側開 ○膝舉及臂側開 ○足踏臂側開	○舉踵平(全) 屈膝臂側上舉
教練	氣を付け、休め 整列、解散 整頓(從隊)		伍ノ重複及分解	横隊行進 駆歩間後向	駆歩ヨリ速歩	側面縦隊ヨリ 横隊
遊技	整列競争、旗取り 源平球入 鬼ごっこ	○狩入 陣取り(其ノ一) 對列フットボール	巴鬼 ○人取り ○斥候 ○ボーネース	○追跡 ○捕獲 ○角力 ○ボール投げ	長距離走 バスケットボール投プレー ーラウンドボール投プレー ーグラウンドボール	バレーボール
呼吸	臂側舉	臂側舉舉踵	胸後屈	臂側上舉	○體後屈及前下振動	

図1 「教材の配当案」<第1学期のみ>

(畠東一郎「成城に於ける体操の教材」『教育問題研究・全人』第48号、1930年(昭和5年)7月1日、pp.103-105.)

第2節 「遊戯」及び「競技」の教材配当表の作成

それでは実際に、畠が成城小学校の体操科の教材を各学年、各学期ごとに配当した体操科の「教材の配当案」⁽¹⁵⁾を資料としてこの考え方がどの様に現れているかを検討してみよう。

この「教材の配当案」は、畠が成城小学校に赴任して約2年後に作成された。「教材の配当案」には、教材が「種目」として、運動の部位と機能ごとに区分されて各学期、各学年ごとに配当されている。体操教材に関しては、次節で述べるので、ここでは、「遊戯」という「種目」名で示された教材の内容を検討しよう。

「遊戯」には、畠のいう「遊戯」と「競技」が含まれている。「舞踊」教材は未だ具体的には示されていない。この「遊戯」には、その2年前に「成城体育研究部」名で『教育問題研究・全人』誌上に発表された「推薦遊戯」が、全体の約53%含まれている。つまり、「遊戯」全体が28種目ある中で、「推薦遊戯」から抜粋したものが15種目を占めている。⁽¹⁶⁾ 残りの、10種目が1926（大正15）年に改正された「学校体操教授要目」の「遊戯」からの抜粋で、3種目は参考または抜粋先が不明である。

また、「教材の配当案」に配当されている「競技」は、全部で20種目であり、すべて、改正「学校体操教授要目」の「教材の配当案」から抜粋されたものである。ただし、配当された学年が「学校体操教授要目」と異なる教材が、20種目中8箇所あり、畠の「学校体操教授要目」の運用に当たっての若干の主体性がうかがえる。⁽¹⁷⁾

さらに、低中学年を詳しくみると、改正「学校体操教授要目」にある「唱歌遊戯」と「行進遊戯」がほとんど削除され、その代わりに、成城体育部の「推薦遊戯」が多く取り入れられている。そして、高学年については、改正「学校体操教授要目」に示された「競技」がほとんど取り入れられている。この事実からすれば、改正された「学校体操教授要目」の配当表と比較すると、畠の作成した「教材の配当案」は次のように特徴づけられる。つまり、低中学年では、成城小学校で開発された「遊戯」を教え、高学年では改正「学校体操教授要目」に示された「競技」を教えるということである。この教材配当は、3年生までは徹底した「本能的遊戯」の尊重、その後は「競技」の指導

という畠の「遊戯」教材の配当の原則を具体化したものであったといえよう。

これまでの検討の結果、「遊戯」に関しては、島田正蔵らが成城小学校で行ったそれまでの蓄積をいかして、改正「学校体操教授要目」とは異なる教材の各学年への配当がなされていたことがわかった。それに対して、「競技」は、なぜか「学校体操教授要目」の配当表からの抜粋に終わっている。

畠は、低中学年での「競技就中団体遊戯万能」の動向を批判した。その彼の批判は、低中学年の子どもに「競技」を指導する意義を検討せずに、むやみに「競技」を指導する現状への不満であった。ただし、畠は「競技」を小学校体操科の教材として用いることを否定したわけではない。むしろ畠は、「競技」特に「団体競技」は子どもにとって次のような教育的な意義を持つと主張する。

「発達の段階にある小供はこの生々しい欲求を満足せしめることによって次第に成長して行くものであり、其の過渡期に於ける軋轢、折衝敵愾慘酷の味等を体験することにより児童は自我を拡張し社会を認識し、その内容を深めかつ豊富にして行くものである」⁽¹⁸⁾

つまり、決められたルールのもとで勝利をめざして身体を運動して競争する「団体遊戯」が、児童の「自我」を拡張し、子どもたち同士の人間関係という「社会を認識」することに効果があるという。ただしここでは、子どもにとって「団体遊戯」がどのような効果をもたらすかの考察はあっても、「団体競技」そのものが、どのような内容から成り立っているのかという考察はなされていない。

つまり、畠のいう「勢力及び技術の高度発現」を主体とする「競技」は、それを学習する子どもにとって、「対抗本能」や「協同本能」を発現するという意義を持つ。しかしながら畠は、「競技」そのもののもつ「技術」が、どのような内容を持っているかということは問題にしていないのである。ところがすでに1926（大正15）年、島田正蔵は、「競技」の特質が、各種目の運動技術である「技巧」の習得を通じて「巧緻力」を形成する「巧緻的修練」にあると述べていた。この島田の「競技」の特質把握と比較すれば、畠の「競技」の「技術」に関する理解の不十分さが指摘できると思われる。⁽¹⁹⁾

第3節 「舞踊」教材の特質とその配当

繰り返しになるが、1930年に畠が発表した「教材配当案」には、「舞踊」という種目名の教材は含まれていない。ただし、畠は「舞踊」教材を改造する考え方を論じてはいるので、その主張を検討しよう。畠は1930年に、体操教材を改革するために次のように「体育的舞踊」の創造を提言している。

「構成されたる一つ一つのリズミカルな運動を適当に連続し、総合すれば、リズムを以て統制されたる『身体運動の曲』となり、これに音楽の曲を導入するならば芸術的なる体育的舞踊が完成するのである。」⁽²⁰⁾（傍点原文）

この「体育的舞踊」の例として、畠は「民間のラジオ体操」や文部省体育研究所が発表した「連盟体操」をあげている。この例からもわかるように、畠のいう「体育的舞踊」は、音楽に合わせてリズミカルに踊る体操であり、あくまでも「身体の反省的方面」に効果のある体操教材の一部であった。

その後、畠は次のような「舞踊教育の系統」を提言する。

「1. 素朴なりズムで拍子等もはつきりと表れている曲に簡単な振付けをして音と力の関係を訓練するもの。

2. 音楽的リズムと鬼ごっこ、人取り等の本能的遊戯と結合したもの。

3. 唱歌遊戯。しかし今までの多くの唱歌遊戯の如く、曲の持つリズムを無視した、唾の手まねのようなものには不満である。⁽²¹⁾

4. 進歩したダンス、及び芸術的舞踊。」⁽²²⁾

この順序は、最初に音と力の関係の訓練を行い、次に音楽的リズムと本能的遊戯を結合したものを教え、さらに曲のリズムを大切にした唱歌遊戯を教えて、最後に「芸術的舞踊」を教えるというものである。ところでこの系統は、1の音と力の訓練と2、3の音楽的リズムに合わせた遊戯と4つめにある「芸術的舞踊」とがどの様に関係づけられるのかの説明を必要とする。畠は、この点を説明してはいない。

こうして畠の「舞踊」教材の考え方をみてみると、体操や遊戯をリズム化した「体育的舞踊」と「芸術的舞踊」は、「舞踊」教材として一つにくくることのできるものかどうか疑問に思われるをえない。畠が行った「舞踊」教材の改造は、その

考え方と具体化の双方の点に関してまとまつたものであったとは考えられないである。

第2章 畠東一郎による体操科の「体操」教材の改造

第1節 「体操」教材の特質把握

畠東一郎は、島田正蔵の体育教育論に学び、体操の教材としての価値を「体育の反省的方面」に限定し、次のように述べる。⁽²³⁾

「元来体操は人間の自然的な賜としてのものではなく人為的な構成によったものだと思惟することができる。あくまで科学を根柢とした反省的体育運動である。」⁽²⁴⁾

もちろん畠は、「児童自身が自らの体育を建設し創造して行こうという立場から考えられる創造的体育は」遊戯を出発点とすべきと述べている。ただし、「身体各部の完全な発育」のためには、生理学や解剖学の立場から作られた体操が不可欠であるというのである。⁽²⁵⁾

ただし、畠はこれまでの体操教材の問題点を次のように述べて、あまりにも生理学や解剖学という科学が「人間の有機的関係を分析しようとする努力」に偏っていたことを批判する。⁽²⁶⁾

「身体を分解し部分を練習することをのみ考えてこれを人間の有機的総合的関係にまで結び付けることの出来なかった過去の体操をおいそれと無条件に取り入れることは出来ない」。⁽²⁷⁾

それでは、彼が主張する体操教材の改造の視点を具体的に検討してみよう。

第2節 「体操」教材改造の視点

畠は、成城小赴任後2年余りを経た時期に、「体育改革論」という小論を、第一出版協会より1930（昭和5）年に発行された、成城学園編『教科改造の研究報告』に掲載している。⁽²⁸⁾ この小論で、畠は、彼の体操教材改造の視点を次の5項目にわたって論じている。

「第1は体操にもっと総合的な取り扱いを多くしなければならないと云う事である。」

「第2は不断の生活日常の活動の中に多く見出しえる運動法をもっと重視しなければならないと云う事である。」

「第3は調律的な運動、リズミカルな運動をもつ

と多く取り入れなければならぬと云う事である。」「第4は身体の機能的方面を重視しなければならないと云う事である。」

「第5は体操と芸術就中音楽とが握手しなければならぬという事である。」

(傍点は原文)⁽²⁹⁾

第1項目の「総合的な取り扱い」とは、これまでの体操が人間の動きを足の運動、手の運動という各部分に区分して考えてきたことの改造である。具体的には、胸、背、腹、体側とつながっている軀幹部の運動を、従来のように胸の運動や背の運動に切り離さずに一連の運動と考える例があげられている。

第2項目では、従来の体操教材が、子どもの日常生活の中に多くある遊戯などの動きと余りにもかけ離れていたことを批判している。具体的には、体操教材の「跳躍」、「懸垂」運動として、木登りや崖下り、川飛び越しなどの遊びを用いることを例としてあげている。

第3項目では、従来の体操の堅苦しさを改造しようとする。ここでは、「下肢の運動」に、ホップ、ステップ等のリズミカルな運動を付け加えることが提案されている。

第4項目は、従来の体操が、運動の身体への生理的効果を基準として作られながら、いまだ「身体の生理的機能」へ十分着目出来ていないことを批判する。ここでは、「軀幹部」にもっと大きな動きと柔らかな動きを取り入れることが提案されている。

第5項目は、「音楽的リズム」と体操を結び付けることの提言である。具体的には、一つ一つのリズミカルな運動を適当に連続し、総合した体操を、何かの音楽に合わせて実施すると述べられ、例のひとつとして民間のラジオ体操があげられている。

それでは、このような5項目にわたる視点によって改造された体操教材は、どのような運動だったのだろうか。畠が作成した「教材の配当案」を資料として、この5項目がどのように具体化されたのかを検討してみよう。

第3節 「体操」教材の配当

畠の意図した体操教材の改造は、各学年への運動の配当に具体化された。既に遊戯教材のところで言及したように、畠の作成した「教材の配当案」

(図1参照)が、1930(昭和5)年、7月1日発行の『教育問題・全人』誌に掲載されている。そこでは、体操教材としてどの様な運動を構成し選択するのかという問題と、それらの運動を各学年へどのように配当するのかという問題が問われることになる。畠は各学年への教材の配当の原則については言及していないが、「教材の配当案」に掲載された個々の運動がどのような考え方から選択され構成されているかについて次のように記している。

まず、この「教材の配当案」には体操教材の中で○印のついた運動が68個(体操教材全体の約4分の1にあたる)あり、畠はこれを彼の「改革意見の取り入れられている」箇所とする。この○印のついた運動は、新たに設定された運動種目である「総合運動」に集中している。このことから、「総合運動」に含まれる○印のついた運動が畠の改革意見を端的に示していると考えられる。⁽³⁰⁾

さらに、この「教材の配当案」に統いて、「独自な立場から選定し構成した教材」のなかから、代表的なものとして25個の運動が選ばれて、運動の仕方が説明されている。そして、この25個の運動のうち17個(68%)は、畠のこの小論掲載の5年前、1925(大正14)年に三橋喜久雄が出版した『現代の学校体操』に掲載されているものと同じ運動である。畠は運動の仕方しか記していないが、畠がこれらの運動の仕方を引用したと思われる『現代の学校体操』に示された運動の「目的性質」を検討し、彼の運動の選択基準を明らかにしよう。

それでは、この運動の仕方を説明してある17個の運動の中から畠の改革意見を端的に示したと考えられる「教材配当案」の「総合運動」をとりあげる。「総合運動」は5つあるが、『現代の学校体操』にも掲載されている運動は次の4つである。次の()内の運動名は、畠が引用したと思われる『現代の学校体操』に掲載された運動の名称である。⁽³¹⁾

- 1 「駆歩足踏臂前上側下」(「駆歩足踏及臂前(側)上側(前)下」)
- 2 「行進及臂側開」(「屈膝拳股及臂左右開」)
- 3 「四肢の屈伸体後屈」(「四肢ノ振動屈伸上体後屈」)
- 4 「スキップ体捻転」(「スキップ体捻転」)⁽³²⁾

次の図2はこの4つの運動の図であるが、左が畠の運動であり、右が『現代の学校体操』から抜き

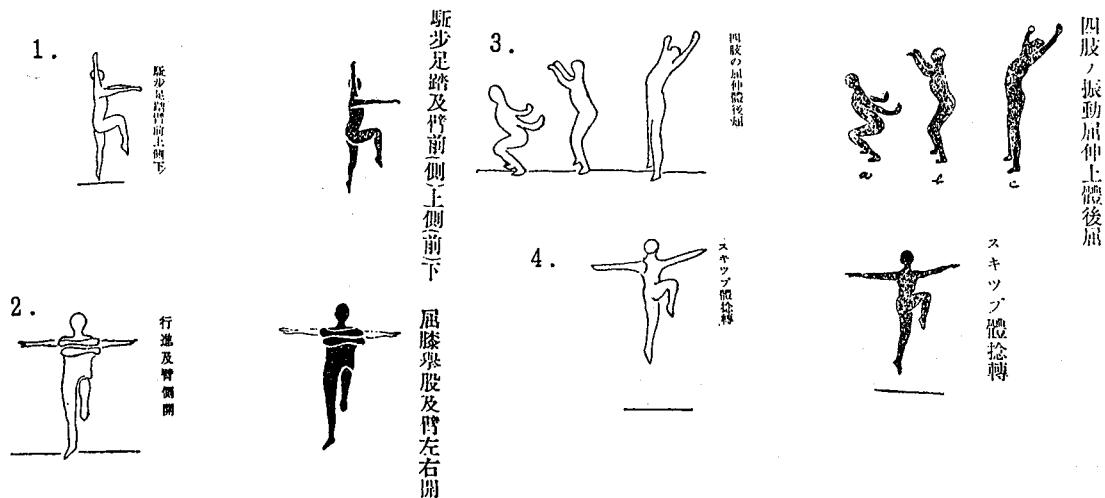


図2 畑東一郎の体操と（左）と 三橋喜久雄の体操（右）

だした運動である。左右の各々の運動の図が同じであることから、畑の示した運動が、「現代の学校体操」を参照したものであることは明かである。

それでは、この畑の示した運動とそれに対応する「現代の学校体操」中の運動に関して、これらの運動が構成され選択された基準を明らかにしよう。三橋の著書にあるこれら4つの運動の「目的性質」は、次のような内容を含んでいる。⁽³³⁾

- 1 「全身的生理機能ヲ促進シ又ハ整理スルニ極メテ適切ナモノデアル」「上肢下肢共ニ調律的ニ一致的動作ヲ以テ機能的発現ヲ味ワウ」（「駆歩足踏及臂前（側）上側（前）下」）
- 2 「下肢上肢共ニ其ノ屈伸ノ拳動ヲ同ジクシテ屈曲及ビ伸展ノ其ノ気ヲ全体的ニ統一」（「屈膝拳股及臂左右開」）
- 3 「上下肢ノ屈伸振動ニ伴ウ全身ノ調和的ナ円滑ナル運動ヲ練習スル」（「四肢ノ振動屈伸上体後屈」）
- 4 「スキップノ練習後其跳躍的進行中ニ体ノ捻転ヲ練習シテ全身ノ円滑快ナル動作裡ニ發揚的ノ表現ヲナス」「全身的ノ跳躍的表現ヲ最モヨク発現スル」（「スキップ体捻転」）

これらの運動の「目的性質」の中で、3や4の運動は、「全身ノ調和的ナ円滑ナル運動」、「全身

ノ円滑快ナル動作」とあるように、上肢下肢と駆幹部全体の「総合的な取り扱い」という先の体操教材改造の第1の視点から構成し選択された運動である。また、1や4の運動は「調律的ニ一致的動作ヲ以テ機能的発現ヲ味ワウ」「全身的ノ跳躍的表現ヲ最モヨク発現スル」とあるように、畑による体操教材改造の第3の視点であった「調律的な運動、リズミカルな運動」に基づいて構成し選択された運動である。さらに1の運動は、その「目的性質」に「全身的生理機能ヲ促進シ又ハ整理スルニ極メテ適切ナモノデアル」とあるように、体操教材改造の第4項目の「身体の生理的機能」に着目して構成され選択された運動であると考えられる。

畑の示した「教材の配当案」のすべてに関して、その運動の目的を検討したわけではないが、その中の代表的と思われる運動を検討することで、少なくとも畑による体操教材改造の視点の中で、第1、第3、第4の三つの視点によって実際に運動が構成され選択されていたことが明かとなった。

第4節 ブックの「基本体操」の影響

畠は、1932（昭和7）年の論稿の中で「私がブック体操を取り入れてから既に数年を経過している」と述べている。畠の言うブックとは、デンマークにおいて「基本体操」(Grundgymnastik) を創案したことで有名なニールス・ブック (Niels Bukh, 1880-1950) のことである。畠が体操教材の改造の際に、三橋喜久雄の著書から多くを学んだ事は既に述べた。その三橋喜久雄は、欧州留学の際にニールス・ブックが校長をつとめた「青年体育指導者養成学校」をデンマークに視察し、非常に高い評価を与えていた。(34) 畠は自らの体操教材の改造において、おそらく三橋喜久雄を通じてブックの考え方の影響を受けていたものと推測される。

ブックの「基本体操」は、次の目標設定にあるように、日常生活においてゆがんだ姿勢の矯正に始まり、身体の調和的な発育の養成をめざす運動であるといえる。

「体操の目標は簡単明瞭に言えば次ぎの点に存する、——即ち文化人が生活から得たる姿勢上の種々なる欠陥と不足とを除去し治療すること、さらに進んで其所に再び生來の調和的の美と、本来の体力と均齊とを与えること、これである」。⁽³⁵⁾

ブックによれば、「人間の態度姿勢の欠陥や不備」は次の3つである。「骨格の全体の関節に見られる所の生硬さ、筋肉に於ける力の欠乏及び、動作の不器用及び不自由」である。そして、「3種の欠陥に夫々照応して、柔軟にし強力にしました軽快にすることが出来るような3群の問題に運動を配合」することが、「基本体操」の課題であった。⁽³⁶⁾

ブックは、最初の2つの「骨格の全体の関節に見られる所の生硬さ、筋肉に於ける力の欠乏」に対しても、骨格や骨格筋に関する解剖学的知見に基づく「一面的に働くところの合理的に働く正しき体操」⁽³⁷⁾ を選択する。そして、最後の「動作の不器用及び不自由」に対しては、次のように「自由競技」から運動を取り出すのである。

「基本体操に於いては、自由競技の有用なる運動を取り出してこれを適当な運動形式として集めようとすることが企てられてある、——例えば、円盤投げや槍投げに於ける大なる力の要求や自由の腕の運動などが手になんらの道具を持たずして

得られるような運動形式、又跳躍競技に於ける力強き軽快且活発なる脚の運動に対する要求が競争場や棒や垣などの設備なしにも満足させられる」⁽³⁸⁾

この「自由競技」から運動を取り出して、体操の運動を構成するという考え方には、従来の体操にはなかった考え方である。そして畠は、次のように述べてこの考え方を高く評価する。

「抑々自由競技に於ける運動は、運動の物理学的な有用なる自然性というもので巧みに取り入れた点に於て一つの特徴を有するものであるが、『基本体操は自由競技に於ける有用なる色々な運動を採用している』と彼自身が発表しているごとくブックの体操は自由競技と同じく極めて自然的に行われる所以である。運動が物理学的に自然性を持つということは、多分に人間の内部的リズムと結び付きやすい可能性を持つものである。従って、この二つのものが結び付いて出来上がった基本体操が非常にリズミカル（厳密な意味ではない）に感じられることは事実である。」⁽³⁹⁾

畠は、「自由競技」の運動の特徴を「運動の物理学的な有用なる自然性」と考えている。そして、その運動は、「人間の内部的リズム」と結び付きやすいものであり、それを取り入れた基本体操はリズミカルな運動となるというのである。

しかしながら、円盤投げや槍投げ、跳躍競技という「自由競技」から取り出された運動は、「動作の不器用及び不自由」を改善できるのであろうか。そもそも、円盤投げや槍投げ、跳躍競技といったスポーツの運動は、円盤や槍、競争場や棒や垣というルールで決められた用具や設備と切り離しては意味を失ってしまう。例えば、円盤投げの場合、決められた円の中から決められたルールに基づき、決められた大きさの円盤をできるだけ遠方に投げるという目的があるからこそ、その目的達成のために合理的で経済的な運動が生み出されるのである。それ故、「競争場や棒や垣などの設備なし」で行われる跳躍競技が、「自由競技」の「力強き軽快且活発なる脚の運動」と同じ効果を生み出すかは疑問である。⁽⁴⁰⁾

ところで、先に述べたようにブックの「基本体操」の目標は、姿勢上の欠陥と不足を治療し、さらに「生來の調和的の美と、本来の体力と均齊とを与える」ことであった。ブック自身は、こうした目標を実現する「基本体操」の特徴を、次の10

点にまとめている。⁽⁴¹⁾

1 「運動形式の工夫」、2 「運動類型の無限定」、3 「活動と休息との相互交代」、4 「拡大せる無制限の運動範囲」、5 「接続の点及び体重の横杆(てこ——引用者注)としての四肢の使用」、6 「重さを増すために肋木または助手の支持を用うること」、7 「運動の律動的連続」、8 「個人的リズム」、9 「何らの窮屈さも圧迫感もないこと」、10 「自己修練的要素」

畠が先に体操教材の改造の視点として述べた5つの視点の中で、第5「音楽との握手」を除く、第1「総合的な取り扱い」、第2「日常の活動の中に見出し得る運動法」、第3「調律的な運動」、第4「身体の機能的方面の重視」の観点は、これらのブックの「基本体操」の特徴と一致している。例えば、畠のいう第1の観点の「総合的な取り扱い」は、これまでの体操のように人間の動きを足の運動や手の運動に区分せず、四肢や軀幹の運動を一連の運動と考えるものであった。この考え方には、ブックの「基本体操」の4「拡大せる無制限の運動範囲」の「腿筋を伸ばすとき、効果を受けるのは唯其部分のみではない、背中の下部も直にされることが出来るからである」⁽⁴²⁾という考え方と一致している。

ニールス・ブックは、一行26名で1931(昭和6)年に来日し、成城学園と玉川学園に於いても「基本体操」の実演を行っている。この来日を契機として、畠はその考え方とどまらず、ブックの「基本体操」の運動の仕方そのものを小学校の体操教材として取り入れる研究を始める。そして、ブック来日の翌1932年、畠は玉川教育研究所訳の『ニールス・ブック 基本体操』から材料をとって「私のブック体操学年配当案」を『教育問題研究・全人』誌上で発表するにいたるのである。⁽⁴³⁾

第3章 畠東一郎による体操科の「教練」教材の改造

畠は、「被教育者の過半数がこれに対して趣味をもち得ない」⁽⁴⁴⁾ 従来の学校教練は、体操科の教材の中で最初に改革されるべきものであるという。さらに、彼は、学校教練の目的を次のように「人間としての自律訓練の一般的基礎」にあるとし、軍事教練と異なる方法の必要を説いている。

「従来の学校教練は限定されたる人員を限定されたる形に於て規律正しく行動させていたと云うことは考えられるか知れない。然し人間としての自律訓練の一般的基礎を築き上げられねばならない学校教練を、戦闘百般の要求に適応するため」と限定された軍事教練と同じ方法をもって取り扱われることには大きな誤りがあると思う。⁽⁴⁵⁾

この「人間としての自律的訓練の一般的基礎」は、「機に臨み、変に応ずる敏速なる判断と如何なる状態の下にもくづれない協同力」⁽⁴⁶⁾とも表現されている。それでは、彼のいう学校教練に適した方法とはどのようなものであろうか。

彼は、「教練」教材の改造案として次の4つを示している。⁽⁴⁷⁾

- 1、運動そのもの、中に訓練の素材となるものを見出し、これを児童の自覚的活動にまで発展せしめる。
- 2、マスゲームの尊重により団体活動の美を鑑賞せしめる。
- 3、兵隊ごっここの組織化により、遊戯の中に各種の団体的形式を体得せしめる。
- 4、登山、キャンピング等を自律的に営為せしめて団体生活の統制になれしめる。」

第1の例として畠があげているのは、彼の体操科の授業の実際の例である。それは、まず30名の児童に、列は作らなくてもいいから全員で心を一つにして駆け足で運動場の隅にある鉄棒を回ってくるようにと指示する。さらに、帰ってきた児童たちに近くの高台の樹木の間をはや足で一周することを命じると、指示通りに一周して帰ってきた児童たちは、無意識に比較的正しい2列を作っていたというものであった。これは、一定の具体物をめがけて駆け足をするという運動を利用した排列法を教える教材と考えられる。⁽⁴⁸⁾

第2のマスゲームは、集団で決められた行動を

一斉に行い、鑑賞している人にみせる運動である。畠は、当時の明示神宮競技大会や極東大会のマスゲームを例に出している。⁽⁴⁹⁾

第3の兵隊ごっこは、軍隊の役割を模擬的に真似たルールで敵と味方に分かれて戦う遊戯を教練の教材として用いたものである。畠は、「児童の自然なる生活の中に発展する兵隊ごっこ」を教師が「教練」の教材として活用すべきであるとする。⁽⁵⁰⁾

第4は、登山、キャンピング等の野外の団体生活の教育的な組織化の案である。成城小学校では、夏休みには海の水泳、山の登山、冬休みにはスキーという、希望者による野外活動を行っていた。⁽⁵¹⁾

体操科で教える「教練」教材案は、第1と第3の場合である。ここでは体操や遊戯が持っている規律や協同という訓練的な価値を「教練」の教材として活用するのである。第2と第4の具体案は、体操科の教材とはいえないが、体操科以外の体育的活動が集団行動の仕方を教える方法として組織化されたものである。

それでは、これらの教練教材の改造案は、どの様に具体化されていたのであろうか。先に検討した「教材の配当案」(図1参照)をみれば、「教練」の種目に配当されている教材は、すべて改正された「学校体操教授要目」からの抜粋である。ただし、「学校体操教授要目」と比較すると、5年の「徒手分隊教練」、6年の「徒手小隊教練」が削除されている。ここには、畠の「学校体操教授要目」に対する主体性が示されている。

また「遊技」の種目を見ると、3年生の2学期に「海戦遊戯」という名称の兵隊ごっこが配当されている。さらに、体操教材の「下肢」という種目には「行進」「駆歩」があり、畠の第1と第3の教練教材改造案が運動の配当に具体化されていることがわかる。⁽⁵²⁾

こうした畠の教練教材の改革は、次の言葉にあるように、あくまでも教育という目的に照らして、学校教練の体操科の教材としての適切さを追求するものであった。この立場は、教育という目的とは異なる目的をもった軍事教練が学校に持ち込まれることに、反対する立場である。

「学校教練に軍隊教練の予備的訓練を施さねばならないという目的があるとするならばいざ知らず、それでないとするならば現在の教練にはもつ

ともっと改革の余地が残されていると思う」。⁽⁵³⁾

ただし中学校や師範学校に対しては、既に畠が成城小学校に赴任する3年前、現役の将校が各学校に配属されて教練の指導を行う「陸軍現役将校学校配属令」が公布されている。当時の岡田文相の諮問に答えた1925(大正14)年1月11日の「学校教練ノ振作ニ関スル文政審議会ノ答申」は、現役将校を学校に配属して学校教練を指導させる意義を、次のように「德育体育」にとどまらず、「国防能力」という軍事目的に求めている。

「学校ニ於ケル教練ヲ振作セムカ為中等程度以上ノ学校ニ現役将校ヲ配属セシメ学校長ノ指揮監督ノ下ニ之カ教授ニ当ラシタルコトハ德育体育ニ資益シ国防能力ヲ裨補スルノ主旨ニテ之ヲ行フヘキモノト認ム」⁽⁵⁴⁾

もちろん、畠が教練教材の改造を主張していた1930(昭和5)年当時も、小学校にはまだ軍人による学校教練の指導は制度化されてはいない。しかしながら、「学校教練に軍隊教練の予備的訓練を施さねばならないという目的があるのであるとするならばいざ知らず、それでないとするならば」という畠の仮定自体が、既に当時の体育界にあっては為政者への抵抗を意味していたといえよう。

おわりに

島田正蔵によって自覚された体操科の教材編成論の二つの観点を畠東一郎がどのように受け止めていたのかについて、以下のことが明かとなった。まず第一に、「自由競技」から取り出した運動を用いて「体操」教材を構成するという考え方に入られるように、解剖学や生理学の成果に基づいて作り出された「体操」教材の有効性の限界の理解が不十分であることである。この考え方は、島田正蔵と比較した場合、畠が「自由競技」もしくは「競技」という教材の特質を「勢力及び技術の高度発現」としながらも、その「技術」を他の身体運動と区別する特質として理解できていない不十分さ故に生まれた発想と考えられる。つまり、「競技」教材の特質が、身体運動の生理的効果という基準から構成された「体操」教材とは異なるという理解に関して、畠の不十分さが指摘できるのである。

次に、島田正蔵の示した第2の原則、自分が教えている児童への教育的な働きかけそのものを対

象にした研究から児童の性質を明らかにし、その児童の性質にしたがって身体運動を選択配列するに関するである。畠は、「遊戯」の教材配当のために、児童に対して行った「遊戯」調査から得られた結果を活用している。この調査は確かに学年によって児童の「遊戯」に対する意識がどの様に変化するかの大体の傾向を教えてくれる。その意味では児童の性質を考慮した「遊戯」教材の配当を行う資料として意味を持つものといえる。しかしながらこの調査は、畠が児童に教材として「遊戯」を用いてはたらきかけたその結果から何かの知見を得るというものではない。

また、畠の「体操」教材は三橋喜久雄の構成した運動の適用という面が強い。これは、成城小学校の子どもに自分が働きかけた結果そのものに学んで児童の性質を明らかにし、そこから教材を選択配列するという研究方法の自覚の弱さを示している。

〈註〉

- (1)拙稿「大正末から昭和初期にかけての成城小学校における体育教育の改造——島田正蔵の低学年教育を中心にして」『広島大学学校教育学部紀要 第I部』第15巻、1993年1月、pp.53-65.
- (2)畠東一郎は、1906(明治39)年兵庫県に生まれ、1924(大正13)年3月鳥取県師範学校を卒業後、同年4月から鳥取県で小学校訓導となり、1926(大正15)年1月以降の鳥取師範学校訓導を経て、1928(昭和3)年3月成城小学校に訓導として赴任した。そして、1933(昭和8)年9月、「成城学園紛擾」を機に成城小学校を辞職した。なお御本人からの聞き取りによれば、成城小学校への赴任は当時成城高等学校の教授であった三橋喜久雄の世話によるものということであった。
- (3)畠東一郎「成城小学校体育の実際」『教育問題研究・全人』第25号、1928(昭和3)年8月15日、pp.147-152.
- (4)畠東一郎「体育改革論」『教育問題研究・全人』臨時号、第52号、1930(昭和5)年10月、pp.279-280.
- (5)井上一男『学校体育制度史 増補版』大修館書店、1970年、p.311.
- (6)畠東一郎「ブック体操の批判と適用」『教育問題研究・全人』第76号、1932(昭和7)年10月1日、pp.35-36.
- (7)畠東一郎「遊戯教育改革の一考察」『教育問題研究・全人』第63号、1931(昭和6)年9月、p.32
- (8)同上書、pp.32-33.
- (9)同上書、pp.33-34.
- (10)同上書、p.34.
- (11)畠東一郎「成城小学校体育の実際」『教育問題研究・全人』第25号、1928(昭和3)年8月15日、pp.144-145.
- (12)畠東一郎「遊戯教育改革の一考察」『教育問題研究・全人』第63号、1931(昭和6)年9月、p.35.
- (13)同上書、pp.35-36.
- (14)同上書、p.36.
- (15)畠東一郎「成城に於ける体操の教材」『教育問題研究・全人』第48号、1930(昭和5)年、7月1日、pp.103-108.
- (16)成城小学校で選定された「推薦遊戯」は、次の5つに分類され、そのルールが解説されている。(成城体育部「推薦遊戯」『教育問題研究・全人』第25号、1928(昭和3)年8月15日、pp.171-197.)
 第1、鬼ゴッコ (1、名指し鬼 2、狩人 3、北国の馬 4、鴨狩り 5、ダンベル追い 6、追跡)
 第2、隠んぼ (1、斥候 2、捕虜探し 3、小羊の群 4、隠れ詰め 5、十歩隠れ 6、棒投げ)
 第3、陣取り (1、陣取りその1 2、陣取りその2 3、陣取りその3)
 第4、縄跳び (1、小縄飛び 2、大縄飛び 3、大縄2本飛び 4、二重飛び)
 第5、競走遊び (1、置換競走 2、ポテトレース第1種 3、ポテトレース第2種 4、ポテトレース第3種)
 なお、この「推薦遊戯」は、畠が成城小学校に赴任する以前に島田正蔵が中心になって研究した成果と考えられる。その理由は次の2点である。まず第1に、「推薦遊戯」は、畠が成城小学校に赴任直後に発表されたものであること、第2に、畠東一郎氏御本人への聞き取りのなかで、畠氏が島田正蔵らの研究の成果であろうと発言されていることである。
- (17)1926(大正15)年に改正された「学校体操教

大正末から昭和初期にかけての成城小学校における体育教育の改造(2)

- 授要目」の教材配当は、井上一男『学校体育制度史増補版』大修館、1970年、p.327.を参照した。
- (18)畠東一郎「成城小学校体育の実際」「教育問題研究・全人」第25号、1928(昭和3)年8月15日、pp.171-197.
- (19)島田正蔵の「競技」の特質理解に関しては、島田正蔵『体育原論』大同館書店、p.231.を参照した。
- (20)畠東一郎「体育改革論」「教育問題研究・全人」臨時号、第52号、1930(昭和5)年10月、p.286.
- (21)障害者に対する差別的な意識のうかがえる表現で問題があるが原文のまま掲載した。
- (22)畠東一郎「遊戯教育改革の一考察」「教育問題研究・全人」第63号、1931(昭和6)年9月、pp.37-38
- (23)島田正蔵は、畠東一郎の成城小学校赴任直前まで成城小学校で、低学年の楠組を担当し、体育教育について多くの論稿を『教育問題研究』誌に残した人物である。島田のいう「反省的方面」とは、「肉体の生存に対する反省」の事である。つまり、「医学、生理学、解剖学、衛生学の如く人間の健康に関する科学」の成果にたって、身体運動に対する過度の「鍛錬」が、「人間身体の発達健康増進」に害を及ぼさないように「反省」する役割とされる。(島田正蔵「体育の根本問題(3)」「教育問題研究・全人」第67号、1925(大正14)年10月。pp.52-53.)なお、島田正蔵の体操科の教材特質の理解については、次の小論で若干の検討を行った。拙稿「大正末から昭和初期にかけての成城小学校における体育教育の改造——島田正蔵の低学年教育を中心に——」『広島大学学校教育学部紀要 第I部』第15巻、1993年1月。
- (24)畠東一郎「成城小学校体育の実際」「教育問題研究・全人」第25号、1928(昭和3)年8月15日、p.140.
- (25)同上書、p.140.,p.141.
- (26)同上書、p.142.
- (27)同上書、p.141.
- (28)同書は、北村和夫により「昭和8年の学園紛争(小原騒動)以前における最も充実した内容をもつ研究報告書」(北村和夫『大正期成城小学校における学校改造の理念と実践』成城学園沢柳研究会編、1977年、p.59.)と高く評価されている。なお、同書は、「教育問題研究・全人」第52号、臨時増刊号として発行された。本稿の引用はこの臨時増刊号からのものである。
- (29)畠東一郎「体育改革論」「教育問題研究・全人」第52号、1930(昭和5)年、10月、pp.284-285.
- (30)畠東一郎「成城に於ける体操の教材」「教育問題研究・全人」第48号、1930(昭和5)年、7月1日、pp.110-121.
- (31)三橋喜久雄は、文部省の命を受けて大正11年9月から大正13年までの約3年間、欧米の体育事情を観察して帰国し、帰国後、1925(大正14)年6月から東京高等師範学校教授の職を辞し、成城学園教授となった。『現代の学校体操』は、著者によると、「従来実行シテ來タモノニ手近イ一部ノ教材ノ実際的要領ヲ載セ」た書物とされる。そして、掲載された「材料ハ、欧米諸國ノ何處カノモノヲ其ノ儘採ツタモノモアルシ、欧米ノモノニ多少ノ改修ヲ加ヘタモノモアルシ、又全ク私ノ創作ニカカルモノモアル」という。引用は、三橋喜久雄『現代の学校体操』モナス、1925(大正14)年、序、p.2.による。三橋喜久雄の経歴及び体操論については、次の文献を参照した。大熊廣明「三橋喜久雄の体育論(I)(II)(III)」「鳥取大学教育学部研究報告教育科学」第22巻第2号、第24巻、第26巻、1980年、1982年、1984年。
- (32)畠東一郎「成城に於ける体操の教材」「教育問題研究・全人」第48号、1930(昭和5)年、7月1日、pp.117-119.、三橋喜久雄『現代の学校体操』モナス、1925(大正14)年、p.47.,p.50.,p.149.,p.151.,p.153.
- (33)三橋喜久雄、同上。
- (34)三橋喜久雄『体育即生活論』広文堂、1925(大正14)年、pp.352-363.
- (35)ニルス・ブック(玉川教育研究所訳)『ニルス・ブック 基本体操』玉川学園出版部、1930(昭和6)年、p.3.
- (36)同上書、pp.22-23.
- (37)同上書、p.24.
- (38)同上書、p.25.
- (39)畠東一郎「ブック体操の批判と適用」「教育問題研究・全人」第76号、1932(昭和7)年10月1日、pp.32-33.

(40) クルト・マイネルは、ニールス・ブックの「基本体操」も含めて、生理学的視点にたって構成された運動のこうしたスポーツ理解の特質を次のように述べている。

「構成された運動は、環界の対象物や諸障害との自由なもとも合理的な対決を通して、その形態が形づくられてきたというものではない。その運動は生理学的目的に対応すればどのようにでも勝手につくりあげられてしまう。」クルト・マイネル『スポーツ運動学』大修館書店、1981年、p.425.

(41) ニールス・ブック、前掲書、pp.26-33.

(42) 同上書、p.29.

(43) 畠東一郎「ブック体操の批判と適用」「教育問題研究・全人」第76号、1932（昭和7）年10月1日、口絵、p.36.

(44) 畠東一郎「体育改革論」「教育問題研究・全人」臨時号、第52号、1930（昭和5）年10月、p.287.

(45) 同上書、p.287.

(46) 同上。

(47) 畠東一郎「成城小学校の体育概要」「教育問題研究・全人」第76号、1932（昭和7）年10月1日、p.56.

(48) 畠東一郎「体育改革論」「教育問題研究・全人」臨時号、第52号、1930（昭和5）年10月、p.288.

(49) 同上書、p.290.

(50) 同上書、pp.289-290.

(51) 岩間正男「海の学校便り」佐藤加壽輔「山の学校便り」「教育問題研究・全人」第75号、1932（昭和7）年9月1日、畠東一郎「スキー部便り」「教育問題研究・全人」第56号、1931（昭和6）年2月1日。

(52) 畠東一郎「成城に於ける体操の教材」「教育問題研究・全人」第48号、1930（昭和5）年、7月1日、pp.110-121.

(53) 畠東一郎「体育改革論」「教育問題研究・全人」臨時号、第52号、1930（昭和5）年10月、p.286.

(54) 「学校教練ノ振作ニ関スル文政審議会ノ答申」岸野雄三他『近代日本学校体育史』日本図書センター、1983（昭和58）年、p.133.

謝 辞：成城小学校関係の資料の収集にあたり、成城学園の恩田裕氏、成城教育研究所の青柳恵介氏には大変お世話になりました。また畠東一郎氏からは貴重な証言を聞かせていただきました。ここに感謝の意を記してお詫びの言葉に代えさせていただきます。